

問 合 せ 先	健康福祉局健康推進課
	504-2718 (内線4055)

特定医療費（指定難病）にかかる自己負担上限額の変更

1 支援策の内容

特定医療費（指定難病）にかかる自己負担上限額を変更

2 対象者（要件等）

災害による市民税の減免の要件に該当することにより、自己負担上限額の階層区分が変更となる方

3 手続きの方法

お住まいの区の保健福祉課保健指導係（東区は福祉課障害福祉係）又は、健康福祉局健康推進課に変更申請書を提出してください。

○中区保健福祉課保健指導係	(TEL) 504-2109	(FAX) 504-2175)
○東区福祉課障害福祉係	(TEL) 568-7734	(FAX) 264-7781)
○南区保健福祉課保健指導係	(TEL) 250-4133	(FAX) 254-9184)
○西区保健福祉課保健指導係	(TEL) 294-6384	(FAX) 233-9633)
○安佐南区保健福祉課保健指導係	(TEL) 831-4944	(FAX) 870-2255)
○安佐北区保健福祉課保健指導係	(TEL) 819-0616	(FAX) 819-0602)
○安芸区保健福祉課保健指導係	(TEL) 821-2820	(FAX) 821-2832)
○佐伯区保健福祉課保健指導係	(TEL) 943-9733	(FAX) 923-1611)
○健康福祉局健康推進課	(TEL) 504-2718	(FAX) 504-2756)

4 その他

変更期間は、申請のあった日の属する月の翌月から受給者証の有効期間内